

桜井市教育委員会告示第2号

桜井市立学校規模適正化基本計画策定検討委員会要綱を次のように定める。

平成31年4月1日

桜井市教育委員会

桜井市立学校規模適正化基本計画策定検討委員会要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、桜井市小・中学校の適正規模及び適正配置に関する基本方針（平成30年3月桜井市教育委員会策定。以下「基本方針」という。）に基づき、市内小中学校（以下単に「学校」という。）の規模適正化の諸課題について検討し、望ましい学校教育環境の整備に取り組むために設置する桜井市立学校規模適正化基本計画策定検討委員会（以下「検討委員会」という。）について、桜井市附属機関設置条例（平成25年6月桜井市条例第8号）第2条の規定に基づき、その組織、運営等に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 検討委員会は、桜井市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の諮問に応じて、基本方針に基づき、学校の適正な規模等に関する基本的な計画及び適正化に向けた具体的な計画及びその他必要な事項について検討し、答申する。

(組織)

第3条 検討委員会は、委員15名以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱又は任命する。

(1) 学識経験者

(2) 自治会の代表者

(3) PTAの代表者

- (4) 学校関係者
 - (5) 市議会の代表者
 - (6) その他教育長が必要と認める者
- (任期)

第4条 委員の任期は、委嘱又は任命の日から検討委員会の事務が終了するまでとする。

(会長及び副会長)

第5条 検討委員会に、会長及び副会長を置く。

2 会長は委員の互選により選出し、副会長は委員の中から会長が指名する。

3 会長は、会務を総理し、検討委員会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職を代理する。

(会議)

第6条 検討委員会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。ただし、会長が互選される前に招集する会議は、教育長が招集する。

2 検討委員会は、委員の過半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 検討委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 検討委員会の庶務は、教育委員会事務局総務課において行う。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、検討委員会の運営に必要な事項は、会長が定める。